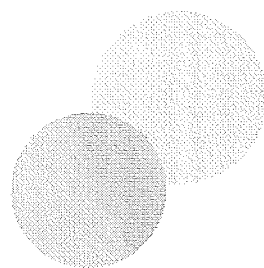


2010 冬の無料公開セミナー



## 科目別プレレクチャー

---

### 上級レベルアップセミナー 〔 財務諸表論 〕

収益認識の新たな展開

**TAC** 税理士講座

＜TAC＞無断複写・複製を禁じます

## 財務諸表論・公開セミナー

# 収益認識の新たな展開

### 目 次

<ページ>

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | はじめに .....             | 1  |
| 2 | 我が国の収益認識に関する会計基準 ..... | 2  |
| 3 | 国際的な収益認識に関する会計基準 ..... | 3  |
| 4 | 収益の認識等 .....           | 4  |
| 5 | 収益の測定 .....            | 9  |
| 6 | 各論（参考） .....           | 12 |

## 1 はじめに

### 1 会計基準をめぐる現状

現在、日本の会計は大きな転換点を迎えようとしている。国際的な会計基準は、国際財務報告基準（I F R S）及び国際会計基準（I A S）を軸として一つにまとまろうとしている（現在100カ国以上の国で採用等されている）。

日本も2011年を目安としてコンバージェンス（収斂）を図っていたが、最終的には2015年を目途にアドプション（適用）に方向転換を図り、調整に入っている。

そこで、最終的なアドプションに備え、移行をスムーズに行うため、国際財務報告基準（I F R S）等との差異について調整が活発に行われている。

### 2 収益認識に関する状況

上述の状況を踏まえ、収益認識についても国際財務報告基準（I F R S）等の会計基準の見直し等を踏まえたうえで、その取扱いを整備する一環として、企業会計基準委員会（A S B J）から「収益認識に関する論点の整理」が公表（平成21年9月8日）された。

### 3 本試験対応

収益認識については、本試験において出題可能性が非常に高いと考えられる論点でもあり、また、論点整理の公表等により注目度もますます高まっている。このため、本セミナーで採り上げることとした。

本セミナーにより、皆さんの会計に対する関心、理解が深まり、今後の学習に有用なものとなることを期待する。

なお、収益認識等に関する重要暗記項目を「◆ スタートダッシュ・ポイント」として各論点ごとに掲載している。本試験直結論点であると考えられるため、可能な限りインプットして欲しい。

#### 【留意点】

収益認識については、国際会計基準審議会（I A S B）及び米国財務会計基準審議会（F A S B）が共同で見直し、整備を行い、「顧客との契約から生じる収益（公開草案）」（E D）が2010年6月に公表されている。これを受け企業会計基準委員会（A S B J）は、2010年12月中に新たな論点整理を公表する予定である。

本セミナーは「収益認識に関する論点整理」等をベースにしていること及び今後改訂等が行われることに留意されたい。

**2 我が国の収益認識に関する会計基準**

我が国では、**企業会計原則**が、**実現主義**に基づく収益認識の原則的な考え方を提示しており、**企業会計原則注解**が、そのような原則的な考え方の取引形態ごとの当てはめを示している。この他、企業会計基準第15号「**工事契約に関する会計基準**」（以下「工事契約会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第18号「**工事契約に関する会計基準の適用指針**」（以下「工事契約適用指針」という。）、実務対応報告第17号「**ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い**」（以下「ソフトウェア取引実務対応報告」という。）等が、収益認識に関する会計基準を提供している。そして、そのような原則的な会計基準の実務面での運用に関しては、より詳細な規定を持つ**税法**の影響も大きいといわれている。

**【図表1】我が国における収益認識に関する基準等**

|         |                |           |
|---------|----------------|-----------|
| 収 益 認 識 | 企業会計原則         | 法 人 税 法 等 |
|         | 企業会計原則注解       |           |
|         | 工事契約会計基準       |           |
|         | 工事契約適用指針       |           |
|         | ソフトウェア取引実務対応報告 |           |

### 3 国際的な収益認識に関する会計基準

国際財務報告基準（I F R S）においては、国際会計基準（I A S）第11号「工事契約」やI A S第18号「収益」等で収益認識の会計基準が定められているが、国際会計基準審議会（I A S B）が米国財務会計基準審議会（F A S B）と共同で進めている収益認識に関する会計基準の見直しの方向性については、平成20年（2008年）12月に、ディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（D P）として公表されている。I A S Bから公表されている計画によれば平成22年（2010年）中に公開草案を公表した後（2010年6月に公表済み）、平成23年（2011年）中に新たな会計基準を公表する予定とされている。

なお、我が国の収益認識（日本基準）及び国際会計基準第18号等を「現行モデル」とし、「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（D P）で提案されている収益認識等を「提案モデル」と呼ぶこととする。

また、一部の記載事項は「顧客との契約から生じる収益（公開草案）」（E D）に基づくものもある。

【図表2】現行モデルと提案モデル

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 日本基準（企業会計原則、工事契約基準等）          | 現行モデル |
| 国際会計基準（第18号等）                 |       |
| 顧客との契約における収益認識についての予備的見解（D P） | 提案モデル |

## 4 収益の認識等

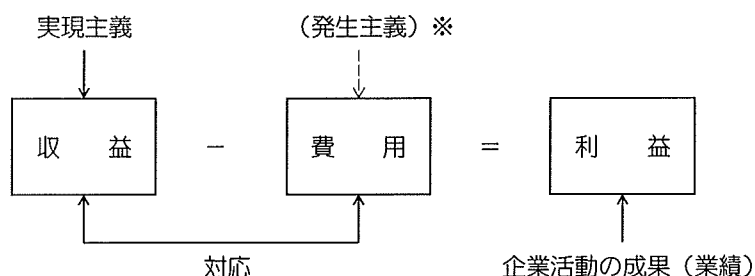
### 1 現行モデル

#### (1) 我が国における取扱い

我が国では、企業会計原則において、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る」(企業会計原則 第二 3 B) とされており、収益の認識は実現主義によることが示されている。

また、「各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない」(企業会計原則 第二 1 C) とし、収益と費用とを対応させることにより、企業活動の成果を表すことが求められている。

【図表 3】収益認識等の基本的枠組み



※ 論点整理では、費用の認識については議論していないことに留意する。

#### 【参考 1】財務会計の概念フレームワーク

「収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である」とされている (第 3 章 財務諸表の構成要素 第13項)。

収益は、「投資から得られるキャッシュフローに見合う会計上の尺度」であるが、投資に伴うキャッシュ・アウトフローの側の会計尺度と結びつくことで、ネット・ベースの成果を表す純利益に結びつくものである。

将来のキャッシュ・フロー獲得のために「投下された資金は、将来得られるキャッシュフローが不確実であるというリスクにさらされている」が、収益は、「投下資金が投資のリスクから解放されたときに把握される」(同項) とされている。

## (2) 国際的な会計基準の取扱い

国際会計基準審議会 ( I A S B ) の概念フレームワークでは、「収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう」と定義した上で、国際会計基準 ( I A S ) 第18号において、収益認識の要件を3つの取引形態に分けて定めているが、財の販売に関しては、収益認識を行うために、財の所有に伴う重要なリスクと経済価値を買手に移転していること、販売された財に対して企業が所有と通常結びつけられる程度の継続的関与も有効な支配も保持していないこと等の要件を満たすことが求められている。

また、同一の取引その他の事象に関連する収益及び費用は同時に認識されるとされており、この過程は、一般的に収益と費用の対応と呼ばれるとしている。

## (3) 現行モデルの性格

現行モデルでは、実現や稼得、所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転等の概念を用いて、顧客との取引(契約)から生じる成果が確実となった時点(成果に対する事前の期待が、事実に転化した時点)で、顧客との取引から生じるグロス・ベースの成果(キャッシュ・インフロー側の成果)である顧客対価を、収益として認識している。

収益は、取引の成果である顧客対価額を、それが確実となった時点、すなわち、その確保のために必要な義務の充足に着目して認識することになる。

このように、取引の成果が確実となった時点で、実績としての成果を報告することにより、財務諸表利用者は、成果に対する事前の予測を改訂することができる。

そしてそのような事前の予測と、事後の実績に照らした予測の改訂のフィードバック過程を通じて、実績成果情報は、企業の将来キャッシュ・フローの予測に役立つことになると考えられる。

現行モデルでは、このように企業の将来キャッシュ・フローの予測に役立つフィードバック価値を持つ実績成果情報を提供することが意図されている。

## ◆ スタートダッシュ・ポイント

### 企業会計原則に準拠した発生主義会計の枠組み

#### 1 収益・費用の認識

収益は実現主義の原則により認識され、期間実現収益が把握される。これに対して、費用はまず発生主義の原則により認識され、期間発生費用が把握された後、費用収益対応の原則によって期間実現収益と対応する期間対応費用が抜き出される。

#### 2 収益・費用の測定

収益・費用は収支額基準に基づいて測定される。

### 収益の認識原則

#### 1 収益の認識原則

収益は実現主義の原則により認識される。ここに実現主義の原則とは、収益を実現の事実に基づいて計上することを要請する収益の認識原則である。なお実現の事実とは、財貨・役務の引渡し・提供と対価としての貨幣性資産の受領を意味する。

#### 2 採用根拠

- (1) 伝統的な企業会計においては、収益力の算定・表示を目的とするが、算出利益は処分可能利益でなければならないためである。
- (2) 実現主義の原則によれば、確実性や客観性をみとすることができるためである。

### 概念フレームワークにおける収益・費用の定義

#### 1 収益

収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である。

#### 2 費用

費用とは、純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である。

## 2 提案モデル

提案モデルにおいては、顧客との契約から生じる権利（顧客対価に対する請求権、）と義務（企業が果たすべき契約上の義務（財・サービスなどの資産を移転する義務））の各期末日における残存部分をそれぞれ測定し、その差額で収益認識を考えることになる。

すなわち、現行モデルのように、直接的に収益を計上するのではなく、まず、各期末日における権利と義務の残存部分を測定し、その差額である契約の正味ポジションの増加をもって、契約から生じた業績を評価することになる。

収益認識に関して、このように、考え方の上での根本的な変更を提案しており、「資産及び負債の増減に基づく収益認識原則」の導入と考えられる。

なお、現行モデル（IAS第18号）が、財の「所有に伴う重要なリスクと経済価値」の顧客への移転を求めているのに対して、提案モデルにおいては、財に対する「支配」の顧客への移転で足り、「所有に伴う重要なリスクと経済価値」の移転までは要求していない。

### 【参考2】収益の認識を正味のポジションで捉える考え方

現行モデルにおいては、収益が、稼得や実現等により認識される。

これに対して、提案モデルにおいては、この順序が逆になる。すなわち、まず顧客との契約から生じた対価請求権（権利）と、履行義務（義務）を測定し、その測定値の純額である正味のポジションを契約資産または契約負債として貸借対照表に計上する。その結果、ポジションの期首、期末の差額が収益になる。

### 【図表4】提案モデルの基本的枠組み（当初取引価格アプローチ）

財A及び財Bの提供を約する契約を締結した（履行義務A及びBを識別）。

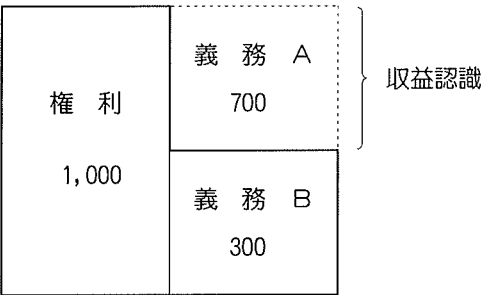
#### ① 契約の締結

契約の締結時点では、顧客への対価請求権（権利）1,000と履行義務（義務）A700とB300の合計1,000が一致し、資産も負債も認識されない（したがって収益も費用も認識されない。）。

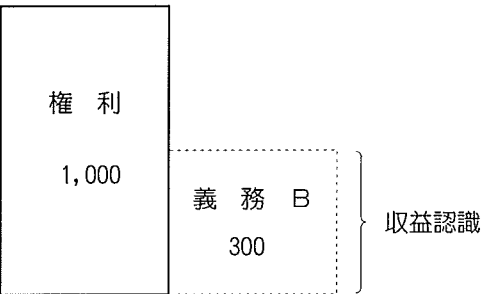
| 契約時              |              |
|------------------|--------------|
| 権 利<br><br>1,000 | 義 務 A<br>700 |
|                  | 義 務 B<br>300 |

② 義務履行時（財Aの提供）

履行義務Aを充足した時点で権利1,000が義務300を上回るため、差額を契約資産として資産認識し、同時に収益も認識される。



③ 義務履行時（財Bの提供）



④ 顧客への対価請求権の無条件の権利への転化

⑤ 各時点の会計処理の概要

| 時 点             | 仕 訳           |                 |
|-----------------|---------------|-----------------|
| ①契約締結時          | 仕訳なし          |                 |
| ②財A提供時          | (契 約 資 産) 700 | (収 益) 700       |
| ③財B提供時          | (契 約 資 産) 300 | (収 益) 300       |
| ④無条件権利<br>への転化時 | (売 掛 金) 1,000 | (契 約 資 産) 1,000 |

## 5 収益の測定

### 1 現行モデル

現行モデルにおいては、収益の額は、成果として顧客から得られるキャッシュ・インフローである顧客対価の額で直接測定される。

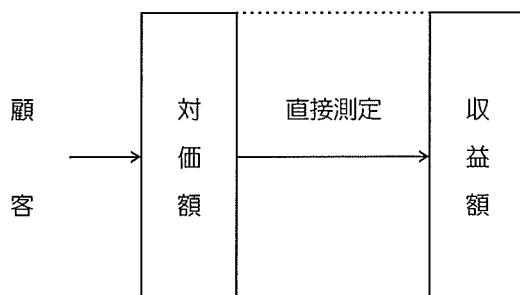
#### (1) 我が国における取扱い

我が国では、収益の額は、通常、実際に対価として受領することになる金銭その他の資産の額（当事者間で合意された値引きや割戻しがある場合には、それらを考慮した額）で測定されているものと考えられる。

大多数のケースにおいては、このように測定される収益の額は、受領することになる対価の時価と近似すると考えられる。

ただし、収益認識時点と、その後の対価としての金銭の受領時点が大きく相違するような場合にも、実際に受領することになる金銭の額にその時間価値に相当する金利要素を調整しないとすれば、収益の額はその分だけ、受領することになる対価の時価とは乖離することになると考えられる。

#### 【図表5】収益測定の概要



#### (2) 国際的な会計基準の取扱い

国際会計基準（I A S）第18号において、収益は、受領する対価の公正価値により測定しなければならないとされており、取引から生じる収益の額は、通常、当該取引当事者間の契約により決定され、企業が許容した値引きや割戻しの額を考慮した後の公正価値により測定されることとなる。

また、金銭による支払期限について無利息で通常の条件より1年間の猶予を与える場合のように対価の公正価値と名目額との差額が存在し、その差額が実質的に利息の性格を有しているような場合には、その差額をいわゆる実効金利法（利息法）により、利息収益として認識しなければならないとしている。

## ◆ スタートダッシュ・ポイント

### 収益・費用の測定原則

#### 1 収益・費用の測定原則

収益・費用は収支額基準に基づいて、収支額により測定される。ただし、この場合の収支額とは、当期の収支額だけでなく、過去の収支額および将来の収支額を含む、広義の収支額である。

#### 2 採用根拠

- (1) 伝統的な企業会計においては、収益力の算定・表示を目的とするが、算出利益は処分可能利益でなければならないためである。
- (2) 収支額基準によれば、確実性や客観性をみたすことができるためである。

## 2 提案モデル

提案モデルにおいて、収益は、顧客との契約から生じる権利及び義務（履行義務）の測定の結果として測定されることになる。

すなわち、収益の前提となる顧客との契約上の権利や（履行）義務を測定することによって、間接的に収益を測定することになる。

### (1) 権利の測定

権利の測定について、まだ特定の見解を表明しておらず、貨幣の時間価値を無視し、対価は確定しており現金で支払われるものと仮定した上で、履行義務の測定に焦点を当てている。

### (2) 義務の測定

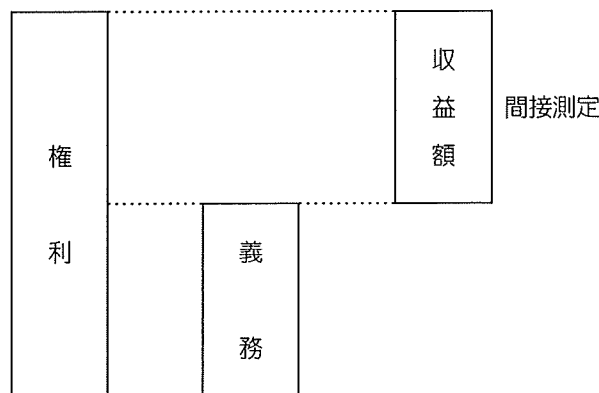
履行義務の測定に関して、履行義務を、契約上の当初取引価格（顧客対価の額）で測定すること（当初取引価格アプローチ）を、推奨する考え方として提案している。

その結果、契約締結時には、契約の正味ポジションはなく、契約を締結しただけでは収益が認識されないことになる。

また、認識される収益の総額は、顧客対価額に等しくなる。

なお、「顧客との契約から生じる収益（公開草案）」（ED）においては、現在出口価格アプローチを採用しないこととしている。

【図表6】収益測定の概要



### 【参考3】当初取引価格アプローチと現在出口価格アプローチ

- (1) 当初取引価格アプローチとは、顧客との契約において、約束された財やサービスの提供と引き換えに、顧客が約束した対価（当初取引価格）によって履行義務を測定する方法をいう。

したがって、契約を締結しただけでは、収益は認識されない。

- (2) 現在出口価格アプローチとは、期末日において独立した第三者に対して履行義務を移転すると仮定した場合に、支払を求められるであろう金額で履行義務を測定する方法をいう。

したがって、契約を締結しただけで、収益の一部を計上（認識）する可能性がある。

## 6 各論 (参考)

### 1 収益の総額表示と純額表示

#### (1) 現行モデル

##### ① 我が国における取扱い

収益を総額表示すべきか純額表示すべきかに関しては、企業会計原則において、「費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。」(企業会計原則 第二1B)との定めがある。

また、ソフトウェア取引に関し、ソフトウェア取引実務対応報告は、「委託販売で手数料収入のみを得ることを目的とする取引の代理人のように、一連の営業過程における仕入及び販売に関して通常負担すべきさまざまなリスク(瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど)を負っていない場合には、収益の総額表示は適切でない。」(ソフトウェア取引の収益の総額表示についての会計上の考え方)とし、リスクの負担の観点から収益の総額表示と純額表示に関する判断を求めている。

以上のような定めを除き、収益をどのような場合に総額で表示し、どのような場合に純額で表示すべきかについての考え方や、それに基づく具体的な判断基準は明示されていない。

##### ② 国際的な会計基準の取扱い

国際会計基準(IAS)第18号では、企業が本人として自己の計算により受領することとなる経済的便益の流入であるのか、代理人として受領するだけかの判断の問題であるとされ、後者の場合には、手数料の額のみが収益とされる。

米国では、様々なリスクの負担状況等、総額表示とすべき場合と、純額表示すべき場合のそれぞれの指標を列举し、それらの指標が示す事実関係と状況に基づいて総合的に判断することとされている。

## ◆ スタートダッシュ・ポイント

### 総額主義の原則

#### 1 意義

費用と収益とを直接相殺することによって、その全部または一部を損益計算書から除去してはならないことを指示するものである。

#### 2 採用理由

利益の源泉となった取引の量的規模を明瞭に表示することにより、企業の経営活動の状況を明らかにするためである。

## (2) 提案モデル

収益を総額（顧客に請求する金額の総額）で表示すべきか、あるいは純額（顧客に請求する金額のうち、第三者に支払う金額を控除した手数料等の純額）で表示すべきか、という問題を、提案モデルに即して考えれば、顧客との契約において、企業が約束した履行義務の内容は何かという、履行義務の識別の問題になる。

すなわち、顧客との契約で企業が約束した履行義務の内容が、当該企業自身が財やサービスを提供することである場合には、これらの財やサービスの提供は、顧客に請求する金額の総額で収益を認識することになる。

逆に、顧客との契約で企業が約束した履行義務の内容が、第三者が財やサービスの提供をするよう取り次ぐことである場合には、自らの履行義務である取次の対価たる、手数料や委託料（顧客に請求する金額のうち、財やサービスの提供を行う第三者に支払う金額を控除した、手数料や委託料たる純額）で収益を認識することになる。

## 2 通常の商品販売の認識基準（出荷基準等）

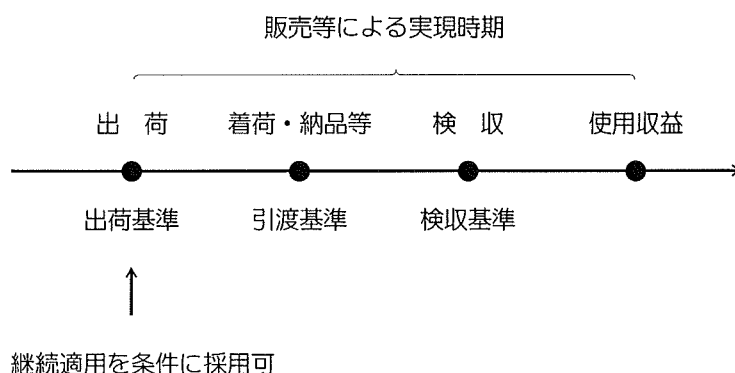
### (1) 現行モデル

#### ① 我が国における取扱い

我が国では、企業会計原則により、通常の商品販売についても、売上高は、商品等の販売によって実現したものに限り、計上することとされている。

企業会計上、販売等による実現時期についての具体的な判断基準について明確にされているわけではないが、法人税法上の取扱い等の結果、実際に顧客に引き渡した時点で収益を認識する引渡基準や、顧客の検収時点に収益を認識する検収基準と並んで、継続的な適用を条件として、顧客への引渡前の商品発送時点で収益を認識する出荷基準についても広く採用されているものと考えられる。

【図表7】通常の商品販売の認識



#### ② 国際的な会計基準の取扱い

国際会計基準（I A S）第18号では、財の販売からの収益は、財の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転したことを要件としている。

財の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買い手に移転したといえるためには、通常は、少なくとも、当該財の顧客への引渡が行われていることが必要になると考えられる。

## ◆ スタートダッシュ・ポイント

### 実現主義の原則の具体的な認識基準

#### 1 一般販売

一般販売とは、現金販売および信用販売による販売形態であり、商品・製品を引渡したときに収益を計上する。

#### 2 委託販売

委託販売とは、商品・製品の販売を受託者に委託し、受託者が委託された商品・製品の販売を委託者の計算において行う販売形態であり、受託者が委託品を販売した日に収益を計上する。ただし、仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日に収益を計上することができる。これを仕切精算書到達日基準という。

当該基準が採用されるのは、受託者が商品・製品を販売した日を常に正確に把握するのが困難であり、かつ、煩雑であるという実務的要請によるものである。

#### 3 試用販売

試用販売とは、得意先に商品・製品を送付し、一定の試用期間を与え、現品を見せたうえで購入か否かの意思決定を待って販売を確定する販売形態であり、得意先が買取りの意思を表示したときに収益を計上する。

#### 4 予約販売

予約販売とは、予約者からあらかじめ代金の一部または全部を受領し、その後商品・製品を引渡す販売形態であり、商品・製品を引渡したときに収益を計上する。

#### 5 割賦販売

割賦販売とは、売買契約成立の時に買主に商品・製品を引渡すとともに、その代金を一定期間に月賦・年賦などで、定期的に分割して受取る信用販売形態であり、商品・製品を引渡した日に収益を計上する。

#### 6 長期請負工事(工事完成基準)

長期請負工事については、工事が完成し、その引渡し完了した日に収益を計上する。これを工事完成基準という。

## (2) 提案モデル

提案されている収益認識基準は、財やサービスに対する支配の顧客への移転であり、支配の移転の有無は、契約条件等で判断されるため、契約条件等で支配が移転する時点で、収益を認識することになると考えられる。

### 【参考4】出荷基準の是非

#### (1) 我が国の取扱い

通常の商品販売の収益認識に関し、我が国では、引渡基準や検収基準と並んで、出荷基準についても、継続的な適用を条件として、広く採用されてきたと考えられる。規格品を大量に出荷している場合など多くのケースにおいては、商品を運送業者に引き渡すなど、いったん顧客に向けて発送してしまえば、その後、当該商品が客先に届けられ、顧客がこれを受領するという、その後の流れが滞ったり、覆されたりすることはほとんどないと考えられる。そのような条件が満たされている限り、継続的に出荷基準を採用して収益を認識することで、実現主義の趣旨に適った、実績成果情報を提供することができると考えられてきたものと思われる。

#### (2) 国際的な会計基準の取扱い

財の所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転を収益認識の主な判断基準とする国際会計基準（IAS）第18号の下では、通常、出荷時点で収益認識を行うことは難しいと考えられる。顧客へ向けて発送を行っただけで、未だ、顧客に引き渡されてもいない段階では、通常、当該財の所有に伴う重要なリスクと経済価値が顧客に移転しているとはいえないからである。

#### (3) 提案モデルの取扱い

財に対する支配の顧客への移転を、収益認識時期の判断基準とする提案モデルにおいても、通常、出荷時点で収益認識を行うことは難しいと考えられる。通常、顧客に向けて出荷を行っただけでは、顧客は実際に当該財を使用、収益できる状態にはなっていないと考えられる。そのような場合には、出荷時点で当該財に対する支配を顧客に移転する旨の特段の契約条件が定められているような場合を除き、出荷時点と財に対する支配の移転時点は一致しないと考えられるからである。

### 3 工事契約の収益認識 (工事進行基準等)

#### (1) 現行モデル

##### ① 我が国における取扱い

我が国では、平成19年12月に工事契約会計基準及び工事契約適用指針を公表し、国際的な会計基準と同様、一定の要件を満たす工事契約については、工事進行基準による収益認識を求めることとして、原則として平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用を開始している。

##### ② 国際的な会計基準の取扱い

工事契約の収益認識に関する取扱いは、国際会計基準 ( I A S ) 第11号においても、米国会計基準においても、一定の場合には、工事進行基準が適用されるなど、概ね共通している。

##### ③ 現行モデルの性格

収益は、取引の成果 ( キャッシュ・インフロー側 ) を、それが確実となった場合に実績の成果として認識するものであり、それにより、財務諸表の利用者が、企業の将来キャッシュ・フローを予測する上で有用な情報を提供することが可能となる。

成果が確実となるのは、通常は、契約上の義務の履行によるため、そのような事実に着目して収益を認識している。しかし、履行義務の充足に着目することとしたこのような趣旨と切り離して履行義務の充足を形式的に解釈する場合には、意思決定に有用な情報提供に結びつかない契約が生じることはあり得る。

工事契約の収益認識に関して、一定の条件を満たす以上、進行基準による収益認識が求められてきたのは、このような契約類型に関しては、進行基準により収益認識を行う方が、完成基準 ( や原価回収基準 ) により収益認識を行うよりも、企業の将来キャッシュ・フローを予測する上でより有用な情報提供ができると理解されてきたためと考えられる。すなわち、法律上の観点からは未だ義務が履行されたとはいえなくても、企業の将来キャッシュ・フローの予測により有用な情報を提供するという財務報告の目的の観点からは、一定の条件を満たす工事契約については、仕様に従って工事を進捗させることこそが成果を確実にする重要な事実であり、工事が進捗した部分については、成果が確実となったものと見て、その部分について収益認識を行ってきたものと考えられる。

## ◆ スタートダッシュ・ポイント

### 工事契約に係る認識

#### 1 工事契約に係る認識

工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。

#### 2 工事契約に係る認識の考え方

工事契約による事業活動は、工事の遂行を通じて成果に結びつけることが期待されている投資であり、そのような事業活動を通じて、投資のリスクから解放されることになる。

#### 3 成果の確実性

成果の確実性が認められるためには、工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度について、信頼性をもって見積ることができなければならない。

### 工事進行基準と工事完成基準

#### 1 工事進行基準

工事進行基準とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益および工事原価を認識する方法をいう。

#### 2 工事完成基準

工事完成基準とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益および工事原価を認識する方法をいう。

## (2) 提案モデル

提案モデルでは、顧客が建設の進捗に応じて財やサービスに対する支配を獲得する場合にのみ、それに対応する収益を認識することになる。

すなわち、提案モデルでは、契約上の義務を履行する上で、顧客に提供すべき個々の財やサービスの支配の移転で収益を認識するため、工事進捗に伴い投入される個々の材料（財）や、建設作業（サービス）に対する支配が、その都度顧客に移転しているのか否かで、進捗に応じた収益認識となるのか否かが決まることになる。

投入される材料や建設作業に対する支配が、その都度、顧客に移転するとみべき場合には、個々の材料の移転義務及び、建設作業の個々のステップを行う義務は、それぞれ別個に識別すべき履行義務であり、それらが充足されるごとに、各履行義務に配分された顧客対価額を収益として認識していくことになる。

逆に、投入される材料や建設作業に対する支配が、その都度顧客に移転するわけではなく、例えば、建物の完成引渡時に、当該建物に対する支配が顧客に移転するような場合には、その時点で収益を認識することになる。

### 【参考5】工事進行基準の是非

「顧客との契約から生じる収益（公開草案）」（E D）において、「多くのコメント提出者（「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（D P）に対する意見提出者）が、提案された収益認識モデルがどのように建設型の契約に適用されるのかについて懸念を示し、それらの契約について現行の定めを維持することを両審議会（国際会計基準審議会（I A S B）及び米国財務会計基準審議会（F A S B））に求めた。そうした懸念について建設業界からのさまざまな作成者と協議した後に、両審議会は、この反応は部分的には誤解によるものであると判断した。その誤解とは、提案モデルが、現在は国際会計基準（I A S）第11号「工事契約」等の範囲内である契約のすべてについて、工事完成基準の会計処理を求めることになるというものである。下記のとおり、本基準案で、工事契約の全部が工事完成時にのみ企業が収益を認識することとなるわけではないことを、両審議会は明確化した。両審議会は、工事契約について異なる収益認識モデルを適用する理由はないと判断した。工事契約による収益は、企業が顧客に財又はサービスを移転するに従って認識すべきである。したがって、両審議会は、基準案が工事契約に適用されるという提案を確認した。」と記述している。

また、「現行の基準における工事進行基準の原則が、提案している収益認識の原則と多くの場合に整合的となり得ることに気づいた。A I C P Aの意見表明書81-1「建設型及び製造型の契約の履行の会計処理」の第22項は、工事進行基準の根拠は「発生する事業活動が、経済的な意味では履行が実質的に、作業が進行するに従って発生する連続的な販売（所有権の移転）」であると述べている。」としている。

## 4 割賦販売の収益認識

### (1) 現行モデル

#### ① 我が国における取扱い

企業会計原則注解は、割賦販売についても、商品等の引渡による実現により収益計上することを求めているが、同時に代金回収期間が長期にわたり代金回収リスクが高いこと等から、収益の認識を慎重に行うため、割賦金の回収期限到来時又は入金時に収益認識を行うことも許容している（企業会計原則注解【注6(4)】）。

#### ② 国際的な会計基準の取扱い

国際会計基準（I A S）第18号では、財の販売に関する収益認識基準により収益を計上することになると考えられる。また、収益は受領可能な対価の公正価値により測定しなければならないとされているため、割賦販売のように現金の流入が繰り延べられている場合で、その契約が実質的に金融取引を構成するときには、その対価の公正価値を算定するとともに、利息の性格を有する対価の公正価値と名目額の差額を実効金利法（利息法）により利息収益として認識することになると考えられる。

## ◆ スタートダッシュ・ポイント

### 割賦販売（回収基準）

割賦販売については、割賦金の入金の日に収益を計上することも認められる。これを回収基準という。これが採用されるのは、割賦販売は通常の販売と異なり、その代金回収の期間が長期にわたり、かつ、分割払いであることから代金回収上の危険率が高いので、貸倒引当金および代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定にあたっては不確実性と煩雑さを伴う場合が多いことから、収益の認識を慎重に行うためである。

## (2) 提案モデル

提案モデルでは、契約で約束した個別の財やサービスに対する支配の顧客への移転のみによって収益を認識することとされている。したがって、割賦販売のように、回収可能性に関してリスクのあるケースにおいても、それによって収益認識時期を変更することは想定されていない。

### 【参考6】回収基準等の是非

我が国においては、商品の割賦販売について、我が国では原則的な商品等の引渡による実現に基づいて収益認識を行う方法の他に、割賦金の回収期限到来時や入金時に収益認識を行う方法も許容されているが、国際的な会計基準においては、このような例外的な取扱い認められておらず、提案モデルにおいてもその点は同じである。

さらに、国際的な会計基準においては、割賦販売の場合にも、通常の商品販売と同様の時期に収益を認識するとともに、入金時期が繰り延べられている点については、金利要素を分離して、別途認識することが求められると考えられる。

今後、我が国でも、対価である金銭の入金形態の違いにより、通常の商品販売の場合とは異なる収益認識時期を許容する必要性と合理性について、改めて検討する必要があると考えられる。